

公益社団法人 J E O ・ 子どもに均等な機会を 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「公益社団法人 J E O ・ 子どもに均等な機会を」と称し(略称としては、「公益社団法人 J E O」)、英文では、**Juvenile Equal Opportunity**と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、幼い子供たちや生まれてくる生命のために、持続可能な社会の実現を目指す様々な取り組みに幅広く市民が参加できる仕組みづくりと、その支援を行うことを通じての社会貢献を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギー及び新エネルギーの普及推進事業
- (2) 児童養護施設及び児童養護施設退所者に対する支援事業
- (3) 生活困窮家庭の子供たちに対する支援事業
- (4) 各種業界の専門家によるセミナー、講習会等の開催
- (5) 環境保全活動の普及推進活動
- (6) 企業や団体等の環境対策への取り組みに対するコンサルティング

(7) 企業や団体等の社会貢献活動プログラムに対するコンサルティング

(8) 専門アドバイザーの紹介

(9) 環境配慮型商品の開発、販売及び広報

(10) その他前各号の目的を達成するため必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(委任)

第6条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人その他の団体

(2) 法人賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した法人その他の団体

(3) 個人賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。その承認があつたときに正会員又は賛助会員となる。

2 入会は、次の各号に掲げる基準により、理事会においてその可否を決定し、これを

本人に通知するものとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、定款及び法令の遵守を誓約する者で、当法人の行う事業を積極的に支援するとともに当法人の運営に直接関与することができる個人、法人、又はその他の団体のうち、社員総会において別に定める入会申込手続きを行った者
- (2) 法人賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の行う事業を支援する法人又はその他の団体のうち、社員総会において別に定める入会申込手続きを行った者
- (3) 個人賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の行う事業を支援する個人のうち、社員総会において別に定める入会申込手続きを行った者

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費（以下、「会費等」という。）を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費等及び賛助会費は、その2分の1以上を公益目的事業のために使用し、残余をその他の事業及び管理費用のために使用するものとする。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等、賛助会費、及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集にあたっては、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、会日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる旨を定めた場合は、会日の2週間前までに、書面により通知を発しなければならない。

(権限)

第18条 社員総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 会費等及び賛助会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、社員総会においては、前条第3項の通知に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議をすることができない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び法人の継続
- (6) 事業全部の譲渡
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡、及び公益目的事業の全部の廃止
- (8) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができ

る。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出して代理人の資格を証明しなければならない。

2 前項による代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事が署名又は記名押印若しくは電子署名をし、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の設置)

第24条 当法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 前項の理事のうち、1名を理事長とする。また、必要に応じて、1名を会長、1名以上3名以内を副理事長、若干名を専務理事、若干名を常務理事とすることができます

る。

- 3 前項の理事のうち、理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、会長、副理事長及び専務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、会長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定める団体を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、必要に応じ、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、理事会の決議に基づき、本会の事務及び活動を統括する。
- 5 常務理事は、前3項の理事を補佐して、当法人の業務執行に属さない理事会から

特に委任された事項を処理する。

6 理事長及び第24条第3項の業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (4) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要がある時は、理事に対し理事会の招集を請求すること。
- (7) 前号の請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、自ら理事会を招集すること。
- (8) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (9) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監事設置一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (10) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

- 第28条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、補欠にあっては前任者の任期の満了する時までとし、増員にあっては他の在任者の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、当該監事の選任時が他の在任監事の選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時を経過しているときは、選任後2年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第29条** 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数の議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第30条** 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める規程により、報酬賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第31条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事

実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(特別顧問)

第31条の2 当法人に、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、学識経験者、当法人の活動に関し専門的知識を有する者、又は当法人に多大な貢献のあった者のうちから、理事会において4年以内の任期を定めた上で選任するものとし、再任を妨げない。
- 3 特別顧問は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。
- 4 特別顧問は、いつでも、理事会の決議によって解任することができる。

(特別顧問の地位及び職務)

第31条の3 特別顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、適時、意見を述べることができる。

- 2 特別顧問は、当法人の役員としての地位を有しない。
- 3 特別顧問は、理事長の許可を受けて理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 特別顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(構成)

第32条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、前項第3号の理事長の選定又は解職を行うにあたっては、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

3 理事会は、次の各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があつたとき。

- (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が發せられない場合において、請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事より招集の請求があつたとき。
- (5) 前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が發せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合はこの限りでない。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知を發しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、会日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を發しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第36条** 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、当該理事会において互選された理事がこれに当たる。

(決議)

- 第37条** 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を

もって行う。

2 前項の決議は、書面又は代理人により行うことはできない。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、前条第1項により決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第26条第6項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載した財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入

(5) 事業から生じる収入

(6) その他の収入

(財産の管理)

第41条 当法人の財産は、理事長が管理・運用し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載又は記録した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、法令の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載又は記録するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

(合併等及び解散)

第48条 当法人は、社員総会において、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡、及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 当法人は、第20条第2項に定める社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、前条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員は、理事会の決議により理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 当法人は、公正かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、及び財務資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第52条の2 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

第53条から第57条まで 省略

附則（平成28年11月10日制定）

この定款は、平成29年1月13日から施行する。

附則（平成30年6月29日制定）

この定款は、平成30年6月29日から施行する。

附則（令和2年6月29日制定）

この定款は、令和2年6月29日から施行する。

附則（令和2年12月16日制定）

この定款は、令和3年1月11日から施行する。

附則（令和6年6月29日制定）

この定款は、令和6年6月29日から施行する。